

「神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則」の概要（建築基準法関係）

1 改正の理由

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）が一部改正され、令和6年11月1日から施行されたことに伴い、引用する条項が追加されたことから、神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年11月4日規則第87号）を一部改正する。

2 改正内容

第7条第2項第4号中「第18条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

3 施行期日

公布日とする。